

令和5年度徳島県後期高齢者医療広域連合事務用ノート型パソコン整備事業における賃貸借契約仕様書

1 総則

(1) 適正範囲

令和5年度徳島県後期高齢者医療広域連合事務用ノート型パソコン整備事業とは、事務用ノート型パソコン整備に係る機器及びソフトウェアの調達並びにこれらの導入に伴う作業を含むものである。

本仕様書は、令和5年度徳島県後期高齢者医療広域連合事務用ノート型パソコン整備事業における賃貸借契約にかかる仕様書である。

(2) 発注者

本仕様書での発注者は、徳島県後期高齢者医療広域連合（以下「広域連合」という。）とする。

(3) 賃貸借期間

令和6年3月1日から令和11年2月28日までとする。

（地方自治法第234条の3及び徳島県後期高齢者医療広域連合長期継続契約に関する条例本則第1号に基づく長期継続契約）

(4) 賃貸物件

別紙1 事務用ノート型パソコン整備事業賃貸借物件一覧表のとおり

(5) 納入場所

徳島県徳島市川内町平石若松78-1
徳島県後期高齢者医療広域連合事務局

(6) 賃貸物件の調達

広域連合の指定する賃貸物件の売主、株式会社金剛との間において、別添の物品売買契約書（案）を参考に契約を行い、3,811,500円（うち消費税額346,500円）で物件を購入すること。

(7) 物件の納入及び引渡し

賃貸物件は、当広域連合が指定する場所に、株式会社金剛により搬送させるものとする。なお、搬送する費用は、株式会社金剛の負担とする。

(8) 損害保険

ア 賃貸人は、賃貸借期間において、賃貸人が契約締結者となって広域連合のため

- に賃貸物件の滅失及び毀損を回復するための動産総合保険契約を締結すること。
- イ 動産総合保険の保険料は、広域連合の負担とし、賃貸人が広域連合に代わって支払うものとする。この場合において、当該保険料は、賃貸借契約金の請求に含めて請求するものとする。
 - ウ 動産総合保険における保険金の支払い原因が生じた場合は、保険金は広域連合に支払うものとする。
 - エ 賃貸人が広域連合のために動産総合保険契約を締結しない場合は、広域連合の同意がなければ賃貸借契約の効力は生じないものとする。
 - オ 動産総合保険契約締結前に、広域連合に契約内容について了承を得ること。

(9) 賃貸物件の返還及び無償譲渡

- ア 賃貸借期間内に賃貸借契約を解除した場合は、広域連合は速やかに賃貸物件を賃貸人の費用負担により賃貸人に返還するものとする。
- イ 賃貸借期間が満了しかつ広域連合が賃借料の支払いをすべて履行したときは、賃貸人は広域連合に賃貸物件を無償で譲渡するものとする。この場合において、広域連合は賃貸物件の所有権を取得し、賃貸人は賃貸物件の所有権を放棄するものとする。

(10) 賃貸借契約書

別紙 2 賃貸借契約書（案）のとおり

(11) 疑義の解釈

- ア 仕様書に定められた内容に疑義が生じた場合には、発注者と協議する。
- イ アの協議を行った結果、仕様書の訂正又は変更を行う場合の措置は、契約書の規定による。